

## 電子・電気機器の製造業者と販売者の義務

電子・電気機器 (Equipements électriques et électroniques – EEE)、そしてこれらの電子・電気廃棄物 (Déchets d'équipements électriques et électroniques – DEEE) の処理は、欧州レベルで健康と環境問題を考慮して規制されています。

欧州において、EEE と DEEE は、主に以下の二つの欧州指令によって規制されています：

- 2011 年 6 月 8 日欧州議会・理事会指令 2011/65/UE (電子と電気機器の製造過程で有害物質の使用を制限する指令) (通称 RoHS<sup>1</sup>指令)
- 2012 年 7 月 4 日欧州議会・理事会指令 (通称 DEEE 指令)

フランスでは、これらの欧州指令を国内法制化し、環境法典 L.541-10-2 条以下の条項、R.543-171-1 条以下の条項及びその他の多数の法令(arrêtés)で規制されています。

これらの規制は、電子・電気機器の製造業者と販売業者に多数の義務を課しています。

環境法典 L.541-171-2 条 1°によると、電子・電気機器は次の通り定義されています：

「特定の機能または生成、転送、及び測定  
のいずれかの機能を目的とし、AC 電圧  
1000 ボルト以内、DC 電圧 1500 ボルト以  
内の電流または電磁波で機能する装置であ  
る」

これらの電子・電気機器が廃棄物となった場合、電子・電気機器廃棄物 (DEEE) としてみなされます。また、環境法典 R.543-172 条によると「機器の構成に不可欠な部品や消耗品も廃棄時には電子・電気機器廃棄物としてみなされる」ものとされています。

よって、数多くの機器や部品等が電子・電気機器廃棄物としてみなされることとなります。

法規制上、**業務用**と**家庭用**の二つのタイプの電子・電気機器が区別されており、廃棄物としての取り扱いが異なります。家庭用電子・電気機器廃棄物は、主に家庭用に製造、販売、使用された機器です。業務用電子・電気機器は、業務用に製造・販売されており、流通経路も業者専用に予定されて販売されている機器を示します<sup>2</sup>。一般家庭が電子・電気機器を購入できる場合、たとえ業務用に製造されていたとしても、その電子・電気機器は家庭用とみなされます。

### 1. 電子・電気機器製造業者の義務

フランス法で定義されている電子・電気機器製造業者は下記のいずれかの条件を満たしているものを指します：

- フランスで電子・電気機器を自社ブランドで製造・販売している。
- 他社が製造した電子・電気機器を自社ブランドでフランスで販売している。

<sup>1</sup> Restriction of Hazardous Substances

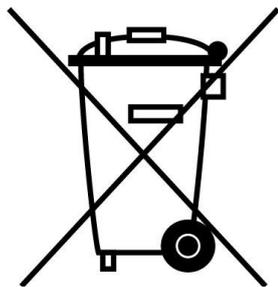
<sup>2</sup> 環境法典 R.543-173 条

- フランスの市場に業務用電子・電気機器を輸入している<sup>3</sup>。

製造過程では、業者は機器に再利用又はリサイクルが出来る物質を使用しなければなりません<sup>4</sup>。

また、販売する電子・電気機器について、鉛、水銀、カドミウム、クロームが使われていないことを保証しなければなりません。さらに、環境や健康に危険な物質が使われている場合、消費者に対して、それらの物質が電子・電気機器に利用されていると警告しなければなりません<sup>5</sup>。

2005年8月13日以降に販売された電子・電気機器は下記の表示（バツ印のゴミ箱）を機器に表示する義務もあります：



この表示が付されている製品は一般の廃棄物として処理することを禁止するという警告です<sup>6</sup>。よって、これらの製品は、消費者がリサイクル業者に回収してもらう必要があります。この表示は製品に直接、消えないように明記されていなければならず、それが物理的に不可能な場合、製品の包装に記載しなければなりません<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> 環境法典 R.543-174 条

<sup>4</sup> 環境法典 R.543-176 条

<sup>5</sup> 環境法典 R.543-171-3 条 I°及び R. 543-187 条

<sup>6</sup> 環境法典 R. 543-177 条

<sup>7</sup> 環境法典 R. 543-177 条付属書類

これらの義務を守らなかった場合、罰金が科せられます（金額は守らなかった義務のタイプによって異なります）。

また、電子・電気機器製造業者は、環境・エネルギー管理庁（ADEME 庁）が管理する電子・電気機器国家登録簿に登録が必要です。ADEME 庁は環境とエネルギーに関する政策を実行する官庁であり、製造業者が電子・電気機器国家登録簿に登録する際に機器の生産数や廃棄物の処理に関する情報を収集します。

その他、生産業者は市場に販売する電子・電気機器の数に応じて廃棄物の処理システムを備える義務があります。具体的には：

- 環境省が承認したリサイクルシステム（個別回収システム）を実施する（実際はこのシステムを実施している企業はわずかです）。
- 又は、集団的なリサイクルシステムを選択し、専門業者と契約をする（その際、Eco-organisme と呼ばれるリサイクル専門業者に回収・リサイクル費用 – éco-participation – を払います）<sup>8</sup>。

回収・リサイクル費用の金額はリサイクル専門業者が電子・電気機器のタイプによって定め、製造業者は費用を最終的に消費者に請求するためにも、請求書に明確に表示しなければいけません。

## 2. 電子・電気機器販売業者の義務

環境法典 R.543-171-2, 7°条は、電子・電気機器の販売業者を次の通り定義しています：「電子または電気機器を販売する製造業者と輸入業者以外の自然人または法人。」

<sup>8</sup> 環境法典 R. 543-181 条

電子・電気機器の販売業者が順守しなければならないいくつかの義務は、製造業者の義務と同一です。

まず、販売業者は製造業者が義務を順守しているかどうか確認しなければなりません（CE マーク、リサイクルマーク、電子・電気機器廃棄物表示などが適切に製品に表示されていること等）。

環境や健康に危険な物質の使用に関する規制に違反している電子・電気機器を販売した場合、刑法で罰せられます（市場に置いた違反製品一個に対して罰金最高 450 ユーロ）。

販売業者も、回収・リサイクル費用の金額を消費者に発行する請求書に明確に表示しなければなりません。この回収・リサイクル費用の金額は、消費者が理解できるよう、請求書中に商品の価格とは別の行に区別して表示しなければなりません。

また、消費者が電子・電気機器を購入する際に、販売業者が設置したリサイクルシステムの内容を把握できるようにする必要があります。

あります<sup>10</sup>。よって、販売業者は、消費者が新品を購入する際に、廃棄物になった電子・電気機器を無償で回収するサービスを提供しなければなりません（「回収 1 対 1」）。

さらに、販売店舗の面積が 400 平米以上の販売業者は、店内に回収ボックスを設置するなどして小型電子・電気機器の廃棄物を消費者から無料で回収できるようにする義務があります（「回収 1 対 0」）<sup>11</sup>。

回収の際、健康や環境に有害な物質又は液体が電子・電気機器廃棄物から発見された場合は、販売業者は廃棄物の回収を拒否することができます。



---

45 rue de Tocqueville • 75017 Paris, France  
Tél. : +33 (0)1 79 97 93 00  
[www.altanalaw.com](http://www.altanalaw.com)  
[www.altanalaw.com/ja/japandesk](http://www.altanalaw.com/ja/japandesk)

---

## COMPETITION LAW ATTORNEYS / JAPAN DESK

Jean Philippe Thibault - [jpthibault@altanalaw.com](mailto:jpthibault@altanalaw.com)

Benoît Van Bésien - [bvanbesien@altanalaw.com](mailto:bvanbesien@altanalaw.com) / Tami Chida - [tchida@altanalaw.com](mailto:tchida@altanalaw.com)

Marjorie Dudon - [mdudon@altanalaw.com](mailto:mdudon@altanalaw.com) / Pascal Souhei Mages - [pmages@altanalaw.com](mailto:pmages@altanalaw.com)



---

<sup>9</sup> 環境法典 R.543-205 条

---

<sup>10</sup> 環境法典 R.543-180 条 III°

<sup>11</sup> 環境法典 R.543-180 条 I°

